

タンクローリー(移動タンク貯蔵所)の車体表示について

移動タンク貯蔵所には、道路運送法により車体の外側に使用者名等の表示の義務が課せられていますので、今一度、ご確認ください。

車体に表示すべき使用者名等

移動タンク貯蔵所については、道路運送法第95条の対象となり、その自動車の外側に使用者名などを見やすいように表示しなければならないことが定められています。なお、同法第95条の使用者の氏名、名称又は記号は元売会社ではなく自動車の使用者のものとなりますので、ご注意ください。

車体表示の位置及びその方法(例)

1. 表示箇所は、両側面(荷台、キャビン等)が望ましいこと。
2. ペンキ等により表示すること。
3. 表示する文字の色、場所、大きさに注意を払い、見やすいように表示すること。

車体表示位置の例



※ 荷台・キャビン両方に表示されている必要はありません。